

令和 6 年 2 月 6 日

食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律案に関する意見

全 国 市 長 会

標記法律案においては、農用区域の変更に係る国の関与の強化などが規定されている。本会では、これまで「農地法制の見直し」に関して、都市自治体の地域の実情に応じた農地の確保と主体的なまちづくりを両立させた取組を制約し、これまで積み重ねてきた地方分権の取組に反するような見直しは行わないよう、再三にわたり求めてきたところである。

については、同法案に関し、下記の事項について特段の措置を講じられたい。

記

1. 農業の持続的な発展を図るための施策の充実強化について

国民への食料の安定供給を確保するには、その生産基盤である農用地等を確保するだけでなく、農業従事者が安心して農業生産を拡大できる環境整備が必要不可欠であることから、以下の施策を強力に推進すること。

- (1) 農地の総量を確保したとしても、優良農地でさえ担い手の確保が困難な状況であることから、多様な農業人材の育成・確保に早急に取り組むこと。
- (2) 適正な農産物価格による農業の収益性の改善など安定した所得を確保したうえで、農業従事者が安心して営農を継続できるよう具体的な対策を講じること。
- (3) 中山間地域等、条件不利地において、荒廃農地の解消や基盤整備事業を推進すること。

2. 面積目標について

国と都道府県の面積目標については、明らかに耕作条件が悪く営農が困難な農地を農用地区域に編入せざるを得ない場合や、既に優良農地は農用地区域に指定されており、新たな編入は困難である場合などもあることから、地域の実情に即し、現実を踏まえたものとする。

3. 除外要件の厳格化と地域における取組について

農用地区域からの集团的農用地の除外に係る要件を厳格化する措置については、現在、地域未来投資促進法の特例を活用した取組など、産業立地の際の土地利用転換の迅速化が進められている中であって、地域において進捗している取組を過度に阻害し、現場に混乱が生じることがないように十分配慮すること。

4. 農業振興地域整備計画の変更における同意基準等について

(1) 農用地区域の除外に係る同意等は、自治事務であることを踏まえ、技術的助言に留まるガイドライン等に準じた手続を強いることなく、地方自治体の自らの判断によるものとする。

その際、特に、今回の法改正に係る除外要件については、一定の面積により一律に面積目標達成への支障如何を考慮するのではなく、農地の確保と主体的なまちづくりの両立に向けた地域の実情に応じた判断ができるようにすること。

併せて、申請年度や申請順により偏りが生じることがないように十分留意すること。

(2) 今回の法改正に伴い、新たに追加される政令や農林水産省令の制定に当たっては、地方自治体との意見交換等を通じて、現場の意見を的確に反映すること。

(3) 除外協議において、同意をするかどうか判断するため、市町村が求められる農林水産省令で定める事項を記載した書面については、記載事項について必要最小限のものとするとともに、その内容等についても簡素化に努めるなど過度な負担が生じないようにすること。

併せて、代替農地の確保等、市町村が講じようとする措置については、

狭小地や傾斜地など営農条件等により困難な場合もあることから、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう十分留意すること。

5. 営農型太陽光発電事業について

営農型太陽光発電事業の不適切事案への対応に係る措置については、今回の見直しに留まらず、法施行後においても、その効果を検証し、必要に応じた措置を講じること。

以上